

## 市民活動普及啓発事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、講演会、学習会、研修会等の事業を通じて、NPO・ボランティア等の普及啓発とNPO活動等への参加環境づくりを進め、市民活動の活性化やNPOの振興を図ることを目的とする市民活動普及啓発事業（以下「普及啓発事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (普及啓発事業の委託)

第2条 普及啓発事業は、ボランティア、NPO等の団体（以下「委託事業者」という。）に委託することができる。

### (普及啓発事業の対象及び実施形態)

第3条 普及啓発事業の対象及び実施形態は、次のとおりとする。

- (1) 市長は、委託事業者が実施しようとする普及啓発事業の全て又は一部を委託の対象とすることができる。
- (2) 普及啓発事業の実施形態は、原則として市の主催又は市と委託事業者の共催とし、普及啓発事業の一部を委託する場合に限り、他者を共催者に加えることを認めるものとする。
- (3) 普及啓発事業の実施に当たり、前号の共催を含め、他者の協力、後援等を受ける場合には、委託事業者は、実施計画及び第三者に対する文書等においてその関係を明確にしておくものとする。

### (委託事業の内容)

第4条 普及啓発事業のテーマ、形式及び規模は、次のとおりとする。

- (1) テーマ NPO・ボランティア等市民活動の普及啓発の促進に寄与するテーマであること。
- (2) 形式 講演会、学習会、研修会、ワークショップ、講座、体験学習、その他事業実施に効果があると認められる形式であること。
- (3) 規模 1回の開催時間は、90分以上とすること。ただし、連続講座の場合は、この限りでない。

### (対象経費)

第5条 普及啓発事業の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 会場費（会場使用料、設備使用料、光熱水費等）
- (2) 講師関係費（講師謝金、講師旅費、講師連絡調整旅費等）
- (3) 物件費（印刷製本費、広報費、看板等制作費、受講者保険料等）

- (4) 事務費（一般事務費、一般管理費等）
- (5) その他普及啓発事業の実施に必要な経費  
（参加者負担金）

第6条 普及啓発事業に係る受講者からの参加費、受講料等の負担金の徴収は、原則として行わないこととする。ただし、配布資料代、テキスト代等で参加者負担が妥当と認められる経費などは参加者負担とし、徴収した負担金は委託料の対象となっている経費に充当してはならない。

（普及啓発事業選考・評価）

第7条 市長は、担当課長を評価員として委任し、普及啓発事業企画書選考・評価基準（別表1）に基づき選考・評価する。

（企画書の提出）

第8条 委託事業希望者は、普及啓発事業を実施しようとするときは、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 市民活動普及啓発事業企画書（様式第1号）
- (2) その他必要な書類  
（普及啓発事業の決定）

第9条 市長は、前条の書類が提出されたときは、企画書提出者に市民活動普及啓発事業企画書選考・評価基準を通知し、普及啓発事業の目的やテーマ等総合的に企画書選考・評価基準に基づき検討して決定し、検討結果を速やかに企画書提出者に通知するものとする。

（実施計画書等の提出）

第10条 市長は、普及啓発事業の検討及び決定後、企画書提出者から市民活動普及啓発事業実施計画書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された実施計画書を検討し、適当と認めるときは普及啓発事業（変更）請書（様式第3号）を企画書提出者から徴するものとする。

（契約の変更）

第11条 市長は、委託事業者の都合により実施計画に次に掲げる事業計画変更が生じたときは、事業実施前に変更の内容の報告を求め、必要に応じて速やかに委託契約を変更するものとする。

- (1) 開催回数
- (2) テーマ
- (3) 講師

- (4) 開催日
- (5) 開催時間
- (6) 会場
- (7) 定員
- (8) 受講料、参加者

(事業の権利義務の譲渡等)

第12条 委託事業者は、この事業の実施に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承及び再委託をしてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(事業の指示、報告)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、委託事業者に対して普及啓発事業の実施状況等について指示し、又は報告を求めることができる。

(契約の解除)

第14条 委託事業者が正当な理由なくして実施計画に基づく普及啓発事業を実施しないとき、この要綱に記載された条項に違反したとき及び委託契約に関して不正又は虚偽の申出をしたときは、市長は、一方的に契約を解除できるものとする。

2 委託事業者は、やむを得ない理由により普及啓発事業を中止するときは、市へ書面をもって届け出て、契約の解除を協議するものとし、市長は、協議の結果やむを得ないものと認めたときは契約の解除を行うものとする。

(受講者の募集)

第15条 市長は、普及啓発事業の決定後、事業内容について広く市民に周知することを目的に、できる限り市広報紙で広報を行うものとする。

2 委託事業者は、受講者の募集及び申込の受付を行うとともに、参加人数が確定後速やかに市長に参加者数を報告しなければならない。

(参加者の安全確保)

第16条 委託事業者は、普及啓発事業の参加者の安全確保に万全の注意を払わなければならない。

2 委託事業者は、想定される損害に見合った保険に加入しなければならない。

(事業の評価等)

第17条 委託事業者は、普及啓発事業の参加者に対してアンケート等を実施し、参加者のニーズを把握するとともに、普及啓発事業の自己評価によって課題等を確認し、普及啓発事業に反映させられるように努めるものとする。

(実績報告)

第18条 委託事業者は、普及啓発事業終了後、2週間以内に実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(委託料の支払い)

第19条 委託料の支払いは、原則として普及啓発事業の終了後、委託事業者からの「委託料請求書」(様式第5号)により支払うものとする。ただし、必要と認められる場合、委託料の一部又は全額について、委託事業者からの請求に基づき前金払いできるものとする。

2 委託料が前金払いされた後、委託契約の変更により委託料が減額された場合には、委託事業者はその差額を市に対して返還しなければならない。

3 市は、第1項の請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(その他)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。